

レス指数の低下、さらに人件費がその数字を左右する経常収支比率が五十四年度八三・七から五十五年度八一・八へと、やや弾力性が出てきたことなどに、より少数精鋭へと移行しつつあることは理解できるところであります。民間企業の下況時のサービス低下を伴わない減量経営も、これからの自治体は研究することが必要であると思ひます。

本年は、市政十周年の記念事業も組み込まれた記念すべき年でもあり、基本構想にも盛り込まれた。活力ある市民の町、福生市建設のために、計画的に、そして重点的な投資を行うべく、しかもバランスの取れた所、つくりこに邁進すべく、本予算は組まれており、かつ、石川市長十六年の年輪を感じ取ることのできる市民福祉に徹した予算であると断言いたすものであります。

十六年間にわたる石川市長の、町づくりに対する熱意に深甚なる敬意を表し、政務補助役の御冥福を祈りつつ、賛成討論といたすものであります。(拍手)

○議長(小村菊三君)

次に反対者十番 遠藤洋一君。

(十番 遠藤洋一君 登壇)

○十番(遠藤洋一君)

五十五年度福生市一般会計予算への反対討論をいたします。

昭和五十五年度当初一般会計予算に、一市民として、また一議員として初めて参加をいたしました。

しかしながら、予算全体を見ますと、横田基地を抱えるという当福生市の特別の事情と、市当局者の福祉ある、は市民の日常生活といったものへの考えの大きな変化すれ、よる、は距離を感じざるを得ません。全体から見れば、私に言わせれば大変、いびつな形の予算書というものは、はい、というふうに思っております。

たとえば、歳入におきましては、いわゆる基地交付金、防衛補助事業等への、いわゆる防衛関係予算の合計だけでも九十六億の一般会計中、二十億という大きな数に上っております。

また、歳出面におきましては、単に福祉軽減という言い方では、言い切れないほどの福祉に対する認識不足としか思えられない、予算措置を取っております。

現実には、働く職員の、員の面のことに對しても、単に人員の削減、あるいは人員を抑えるという、方向しか見当たりません。東京都の財政再建の基本答

午後零時

休憩

午後一時

開議

○議長(小林菊三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十三議案第二十四号昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関米吉君 登壇)

○厚生委員長(関米吉君) 議案第二十四号昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計予算に関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会、審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容についてその大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず担当課長より本議案について、当年度歳入歳出予算の総額を、それ九億八千九百万円と定めようとするものであるとの説明後、その内容について詳略なる説明があり、質疑に入りしました。

質疑においては、先ほどの五十四年度補正四号の説明において、療養給付費が最近大幅に増加しているとの説明であったが、もし今年度において医療費の改定が行われた場合は、どのように対処する考えか。

現在一般会計からの繰入金金は三千五百万円だが、これは他市と比べた場合、どのような順位になるか。

これに対し担当部長より、まず最近、なぜ急激に療養給付費が増高したのかの理由を、はっきりつかめない。たとえば五十四年四月において約五千八百万円、それが十二月には七千万円近くになり、こゝし一月には、約五千九百万円と増った。この変動の理由もつかめないが、平均約六千四百万円はかかっている。

今年度は医療費改定がうやうやしく改定の場合には二けた台のアップ率が見測されている。現状でも苦しい国保会計であるので、もし医療費改定が行われた場合

合、このままでやっていけない。保険税、課税限度額の引き上げや、被保険者の負担増ということも検討せざるを得ないであろう。

一般会計からの繰入金増ということについては、市の対応策をみるか、安当と考えている。なお、一般会計からの繰入金への順位は二十六市中二十二番目であるとの答弁があり、さらに委員より、国及び都へ国保に対する助成強化を層働きかけてほしい。また、一般会計からの繰入金増額についても努力をいれたい。この要望があり、質疑を終わりに採決の結果、当委員会としては全員異議なく、本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何となくよく御審議の上、当委員会決定しており、御可決願いますことをお願いし、補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

これより議題となっており、議案第二十四号については、討論を省略し、委員会報告により可決せんことを申し上ります。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

これより小野沢久君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十四議案第二十五号、昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君)

御指名でございますので、審査の報告をいたします。お手元に御配付の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は、新都市建設公社に対する業務委託料、都の交付金対象にない工作物等、移転補償料、加美平の用地精算金が主でございます。工作物移転補償一千万円の内容について、区画整理地区のバス乗り入れの関連における取り付け道路の考え方について、次の区画整理の予定について等の質疑がありました。

移転対象の建物約百十四棟のうち、二十三棟がこれからの事業が、そのうち建物の基礎など、都の交付金対象にないものが百二十三件あり、それらの分として一千万円計上した。

東口の広場は四千平方メートルくらいの予定なので、バスも何社か入ってくると思う。道路の関係は、二・二・四号線あるいは二・二・二号線は、都道扱として、都施行で行うことか、認められていないので、二・二・四号線の続きと、二・二・二号線の東

口土地区画整理の事業に接続する区間を都施行していただくように、市としての運動を展開していきたい。これによって、秋川流域、立川方面からのバスの乗り入れも可能性が出てくる。青梅、羽村方向からの取り付けについては、二・二・二号線あるいは二・二・七号線もできて、乗り入れについてもここから可能性の方が早いのではないかと考えている。この点については、西口との関連もあるので、今後慎重に検討しながら、具体的にしていきたい。

次の区画整理については、六百六十一ヘクタールの市街化区域のうち、約四百九十ヘクタールの区域が未整備地区であり、うちどこから整備していくかというところは、今後建設委員会にも御相談申し上げながら、具体的にあげていきたい等々、答弁がありました。

さらに委員より、道路については都道であるということの認識の上に立って、地元郡会議員にもお願いしたいと思うが、市当局も努力されるように要望するとの発言もあり、全員異議なく原案とおり可決するものとして決定した次第であります。

何とか当委員会報告とおり御確定くださるようお願い申し上げ、報告と

いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号については、討論を省略し、委員会報告により可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十五議案第二十六号昭和五十五年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名をいただきましたので、審査の報告をいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照。

本予算は、管渠費の布設事業に伴う維持管理費、あるいは普及事業費について積極的に対処していただくための内容であります。

下水道使用料の内訳、使用料徴収事務委託料について、受益者負担金について、郡補助金の管渠埋設補助金の減について——等の質疑がありました。

下水道使用料の内訳は、四人家族の標準家庭で月に三十二トンぐらいで五百

議三十二 議三十三 議三十四 議三十五 議三十六 議三十七 議三十八 議三十九 議四十 議四十一

七十円であり、その一般家庭については、年間約二千四百六十万円、月に二百トシ以上の大口令が約二千五百五十万円、さらに横田基地令が約七千二百万円である。

徴収事務委託料は都において機械器具の償却等について、一定の計算式に基づき負担率を決め、さらにこれをもとに、下水道及び水道の領収書の発行枚数、あるいは従事する職員数の率を基準として、額を決定するものである。

受益者負担金は五十七ヘクタール令で、その地区は加美平及び加美地区、東福保育園の近くが主地区である。その他、都市下水路のはけ口の付近、さらにその付近も福生病院の裏の方を含めて対象となっている。これらの地域の対象件数は、申告書を送付し、権利者から権利書が来ると確定し、現在はあくまでも面積上の予算計上である。

東京都の補助金は事業費の九〇％が起債で、その残りの二〇％が補助金の対象となるわけだ。五十四年度においても減額された状況があり、五十五年度においてもこのくらいしか計上できないうことである。——等の答弁があり、全議員異議なく、原案により可決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告しており、御決定くださるようお願い申し上げます。報告といひます。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

こより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号については、討論を省略し委員会報告により可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告により可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は委員

議三十二 議三十三 議三十四 議三十五 開会中の諸 議三十六 議三十七 議三十八 議三十九 議四十 議四十一

会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十六議案第二十七号昭和五十五年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名でございますので、審査の報告をいたします。お手元に御配付の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者の説明を受け、質疑に入りました。

口座振りかえ手数料について、特定化学物質取扱者健康診断の特定化学物質について、五日市街道沿いの水道の圧が低い所の取り扱いについて、指定工事店の自由化の問題について、等の質疑がありました。

口座振りかえ手数料は一件について五円、郵券代が二十円、九千件分である。

特定化学物質は塩素滅菌をしている関係で塩素を取り扱っているものである。水圧不良の配水管は水道建設費の中で措置している。

指定工事店の関係では、現在水道一元化している市町村が六一あるが、一元化しなければ指定工事店もその中の業者でなければいけないことになる。以前、都の水道工事店の組合からその制限を撤廃してほしいとの陳情、また三多摩の工事店では、それに反対する陳情が都議会に出たことがある。現在もこのことについて、都では協議しているが、都の水道局としては、五十六年四月一日からは、三多摩の区域制限を撤廃したい考えのようである。等の答弁があり、全員異議なく、原案のとおり可決すべしと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告により御確定くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長からの審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○九番(小野沢久君)

この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となりております議案第二十七号については、討論を省略し、委員会報告により可決さることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告により可決さるべしとの動議が提出されましたが、本動議により決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は、委員会報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君)

日程第十七議案第二十八号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君)

御指名なされたとおり、審査報告をいたします。
たにお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議室本審査報告書別添参照)

本件については、委員会冒頭、現地視察を行い、審査に入っております。

本路線は、幅二メートル延長百十五・六メートル、行きとよりの道路に、たが市道二七号線と、長田幸造氏ほか七名から寄付された、起点・終点部分の総延長八十六・六メートルの私道を接続させ、一部市道二六号線と重複する路線を、市道二九六号線として認定しようとするものであります。

今後、すみ切りについては、大型化している消防自動車を想定して、支障のないように計画してほしいとの要望発言があり、全員異議なし、原案により可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告により御確定くださるようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(小林菊三君)

以上で委員長の本審査報告は終わりました。

こゝより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号については、討論を省略し、委員会報告により可決せんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十八 議案第二十九号市道路線の廃止についてを議題

といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名でございますので、審査の報告をいたします。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書別添参照)

本件についても、委員会冒頭、現地視察を行い、審査に入りました。まず、理事者の説明を受け、質疑に入りました。

道路台帳はどのくらい予算期間でできるのか。また、廃止と認定との関係について質疑がありました。

道路台帳は昨年予算計上し、基準点を十七カ所、補助点を二十三カ所設置し、五十五年度予算で一十六百八十万円計上した。とりあえず本町周辺をシカ所行つて、将来見通しは十年くらいで二億円くらいかかるのではないかと思定している。

認定と廃止の関係は先に廃止の議決をいたしたと一時的にして、道路がなくなつ